行政事業レビューシート　サブシート

事業番号　当初 5－10

予算事業名	聴覚障害者の安全運転のための実車による実験等調査研究	事業開始年度	平成２１年度	作成責任者
担当部局庁	警察庁	担当課室	運転免許課	運転免許課長 首藤　祐司
会計区分	一般会計	上位事業	交通警察	
根拠法令 (具体的な条項も記載)	－	関係する計画、通知等	－	

事業概要
(5行程度以内)

両耳の聴力が、補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害者についても、平成19年道路交通法改正により、特定後写鏡（ワイドミラー）の装着を条件に普通乗用自動車の運転が可能になったが、聴覚障害者団体からは運転することのできる車種の拡大について要望があり、法改正時においても検討を行うことについて、附帯決議がなされているところである。これらを踏まえ、本調査研究において、聴覚障害者に対するアンケート調査や実車による実験等により、聴覚障害者が安全に運転できる車種等について、安全に運転するための補完措置を含めた検討を行うものである。【平成２１年度～平成２２年度計画の初年度目】

実施状況

車両の後方及び運転席の反対側の斜め後方の交通状況の視界（死角部分）が確保できない普通自動車について、車室内の特定後写鏡(ワイドミラー）以外の技術的補完措置として、補助ミラーを取り付けた乗車実験を行った。

予算の状況
(単位:百万円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
予算額(補正後)	－	－	10	7	－
執行額	－	－	7		
執行率	－	－	70%		
総事業費(執行ベース)	－	－	7		

自己点検
(使途の把握水準や見直しの余地等)

本事業については、警察庁が直接契約していることから、支出先を把握している。
本事業は、聴覚障害者運転可能車種拡大のため必要な調査研究であるため、引き続き実施する必要がある。
本実施にあたっては、一般競争入札で行っており、今後も競争性の高い契約の実施に努めることとしている。

資金の流れ
費目・使途

警察庁
7百万円

（調査研究事業を委託）

↓

【一般競争入札】

Ａ．ｱｰﾊﾞﾝﾄﾗﾌｨｯｸｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ株式会社
7百万円

（受託した調査研究事業を実施）

A. アーバントラフィックエンジニアリング 株式会社

費　目	使　途	金　額 (百万円)
人件費	主任技師等	3
その他	会議開催経費等 (会場借上、謝礼、印刷製本)	4
計		7

聴覚障害者の運転免許について

免許取得の経緯

道路交通法では、聴覚による危険認知を前提

例：緊急自動車のサイレン・進路変更時・山道のカーブ

平成13年法改正
：「耳が聞こえない者」という欠格条項が廃止（聴力の適性試験は残る。）

障害による機能の喪失を補完する補助手段を用いた障害者の運転免許制度について見直しを行うこと（附帯決議）

聴覚障害者の運転について調査研究

H14年度～H15年度：聴覚が運転に与える影響や外国制度の研究
H17年度：聴覚の補助手段（ワイドミラー、補助ミラー、音変換装置）について実証実験（普通乗用自動車）

ワイドミラーの活用 ＋ 慎重な運転

平成19年道路交通法改正

- 聴覚障害者標識の表示（普通自動車）
- ワイドミラーの装着
- 普通自動車
  - 普通貨物自動車
  - 普通乗用自動車

聴覚障害者のみならず、一般運転者の注意喚起

後方の視界の確保
→ 緊急自動車への対応
斜め後方の視界の確保
→ 進路変更

後方と斜め後方の視界の確保

今後の課題

交通安全の確保

○聴覚の代替手段
○一般運転者への影響

聴覚障害者の社会参加

（附帯決議）
○運転可能車種（実際のニーズ）
○標識表示義務等の見直し

調和

聴覚障害者の事故・違反状況を注視しつつ、実車による実験等を実施

① 普通乗用自動車から普通自動車への拡大

→ 後方の視界が確保できない場合の措置

→ 斜め後方の死角の解消方策（ワイドミラー以外の視界確保方策）

② 原動機付自転車、自動二輪車への車種の拡大

→ 後方の視界の確保方策

→ 聴覚障害者標識の表示の在り方